

SGEC規格の改正について

～EUDR対応のために～

SGEC/PEFCジャパン



EUDR の目的

deforestation-freeの製品の消費の促進、EUの世界の森林に対するインパクトを減らすことにより、森林減少による温室効果ガスの発生を抑制するとともに生物多様性の保全に貢献

Deforestation-free

森林減少＝森林の農業的利用への転換、に基づくものでないこと

森林劣化＝木材の場合、森林の構造的変化、をもたらすものでないこと

EUDRの主な内容

EU市場に出荷及びEUからの輸出される産品及び製品に関するオペレーター及びトレーダーに対するDDSの義務化

対象産品

- ・ 木材、大豆、牛肉、パームオイル、ココア、コーヒー、天然ゴムの7品目
- ・ 及びこれら由来の加工品（木材関連では、例えば家具）

認められる条件は

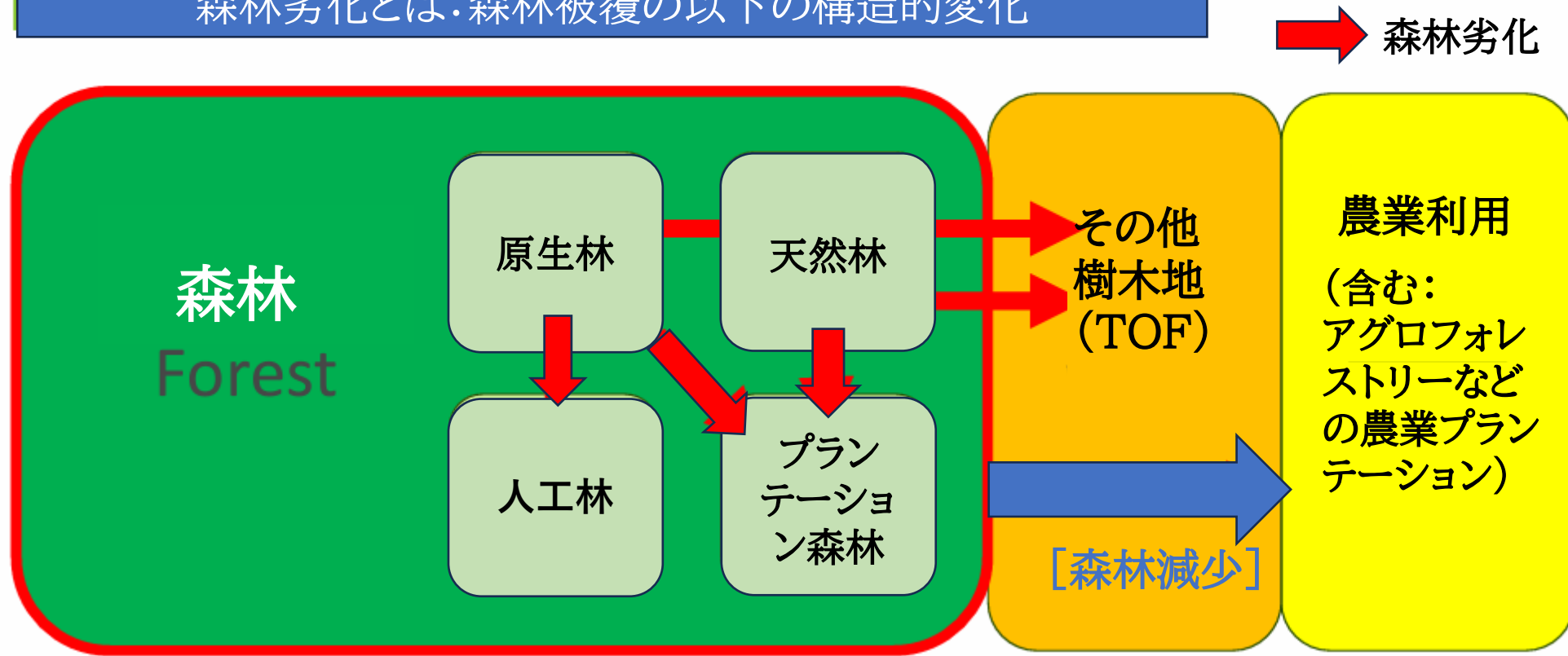
- ・ deforestation-freeである(2020年12月31日以降)
- ・ 生産国の関連法令に違反していない
- ・ DDSが実施されている

EUDR ディフォレテーション・フリー

[森林減少及び森林劣化をもたらすものでないこと]

森林減少とは：森林の農業利用

森林劣化とは：森林被覆の以下の構造的変化



EU規則付属書記載の関連商品、製品の例(木材)

- 4401 燃料用材
- 4403 原木(樹皮または辺材をはがしてあるかないか、または大まかに四角に切ってあるかないかを問わない。)
- 4407 暑さ6mmを超える製材品
- 4412 合板、ベニヤ板および類似の積層木材
- 4413 ブロック、プレート、ストリップまたはプロファイル形状の圧縮木材
- 4414 絵画、写真、鏡または類似の物体用の木製フレーム
- 4415 木製の梱包ケース、箱、木枠、ドラムおよび類似の梱包材、木製のケーブルドラム。木製のパレット、ボックスパレット、その他の積載板、木製のパレットカラー(市場に出される他の製品を支持、保護、または運搬するための梱包材としてのみ使用される梱包材は含まない)
- 4415 木製の樽、樽、大桶、桶、その他の樽製造製品およびその部分品(樽材を含む)
- 4418 木製の建築用木工製品(セルラーウッドパネル、組み立てられたフローリングパネル、シングルおよびシェイクを含む)
- 4419 木製の食器および台所用品
- 4420 木製の寄木細工および象嵌細工、木製の宝飾品または刃物類用の小箱およびケース、およびこれに類する製品、木製の小像およびその他の装飾品94類に該当しない木製家具
- 4421 その他の木製製品
 - 竹製品および再生製品(廃棄物およびスクラップ)を除く、統合製品分類表の47類および48類のパルプおよび紙
 - ex 49 印刷された書籍、新聞、絵画、その他の印刷製品、紙製の原稿、タイプ原稿および設計図
 - ex 9401 木製の椅子(9402類のものを除く。ベッドに変形できるか否かを問わない)およびその部分品
- 9403 30、9403 40、9403 50、9403 60および9403 91 木製家具およびその部分品
- 9406 10 木製のプレハブ建築物

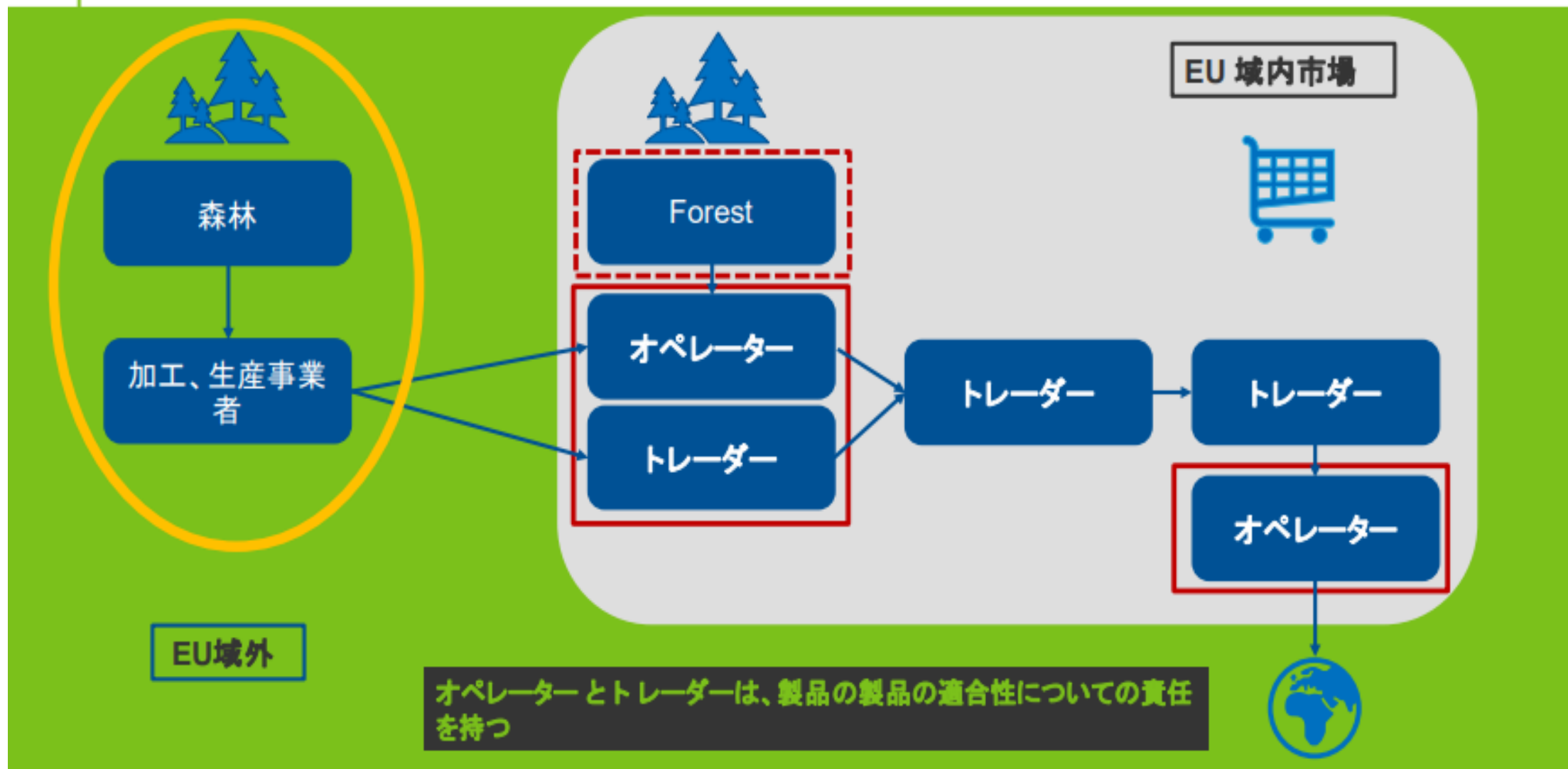
オペレーターとトレーダー

オペレーター：関連製品をEU市場に出す(最初に利用可能とする)あるいはEUから輸出する者

トレーダー：関連製品を市場に入手可能とするオペレーター以外のサプライチェーン上の者

＊「入手可能にする」とは、EU市場における流通、消費または使用のために関連製品を供給することを意味する

関係者



DDSの実施とそのステートメント

EU市場に出荷する製品については、

- その製品が森林減少あるいは森林劣化(プランテーションへの転換等)の土地由来のものではないことの確認を含むDDステートメント
- その製品が人権及び先住民の権利を含み関連法制に違反していないことの確認が求められる。

DDSの内容:①原産国、樹種等に関する情報→②リスク評価→③リスクの低減措置

①については生産地(木材であれば、伐採箇所の地理的な位置(緯度、経度など)に関する情報が必要(EUが低リスクと認めた国からのものについては、①だけの簡略DDSが認められる)

オペレーター等によるDDステートメント記録する中央情報システムは2024年12月30日までに構築される予定

EUDRに関する国別リスク(低リスク、標準リスク、高リスク)

主なPEFCメンバー国のリスク評価

アジア

低リスク: 中国、日本、韓国、タイ、ベトナム、インド

標準リスク: インドネシア、マレーシア

ヨーロッパの国はすべて低リスク

北米、チリは低リスク、ブラジルは標準リスク

オーストラリア、ニュージーランドは低リスク

ロシアとベラルーシは高リスク

低リスク国から関連製品については**簡略DDSの実施**が認められる。

簡略DDSとは、DDSにおいて情報の収集(地理的位置情報も含む)は必要だが、リスク評価とリスク軽減措置を省略可能(EUDR 13条)

標準リスク国と高リスク国からの関連製品に対するDDSに違いはないが、高リスク国からの出荷は、管轄当局による厳格な監視の対象

EUTRとEUDRの関係

EUTR



EUDR



SGEC EUDR 関連規格の策定と改正

PEFCの対応とSGEC規格

PEFCにおけるEUDR対応のための規格の策定と改正

(1)PEFC EUDR DDS モジュール(ST2002-1:2024)の策定

EUDR に対応したEU向け関連製品に関するDDSの実施のための任意規格
本規格については2024年7月20日に採択

(2)PEFC持続可能な森林管理規格ST1003の改正(ST 1003:2024)

2024年11月13日に採択

上記PEFC規格の策定・改正を踏まえたSGEC規格の策定・改正

(1)SGEC規準文書4の枠組みの下で、任意に適用可能なSGEC EUDR DDS 規格(SGEC 規準文書4-1)の策定

(2)SGEC規準文書3:2021版の改正

SGEC 規準文書4-1

SGEC-EUDR デュー・デリジェンスシステム (SGEC-EUDR DDS) 実施のための要求事項 の概要

1. 目的

SGEC-COC認証組織が EUDR に準拠するために既存の認証規格に追加できる任意の規格（通常の **SGEC標準文書4の7.「デュー・ディリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項」に替え利用可能**）として策定

この要求事項は、SGEC-COC認証組織が関連製品をSGEC主張をPEFC主張に転換して、EU 市場に輸出する際に適用

具体的には、SGEC-COC認証組織が、SGEC スキームを活用してSGEC認証原材料/製品をPEFC主張に変換してEU市場に輸出する場合に、EUDR に準拠し「**PEFC-EUDR主張**」を行うためのDDS実施の手順を規定している

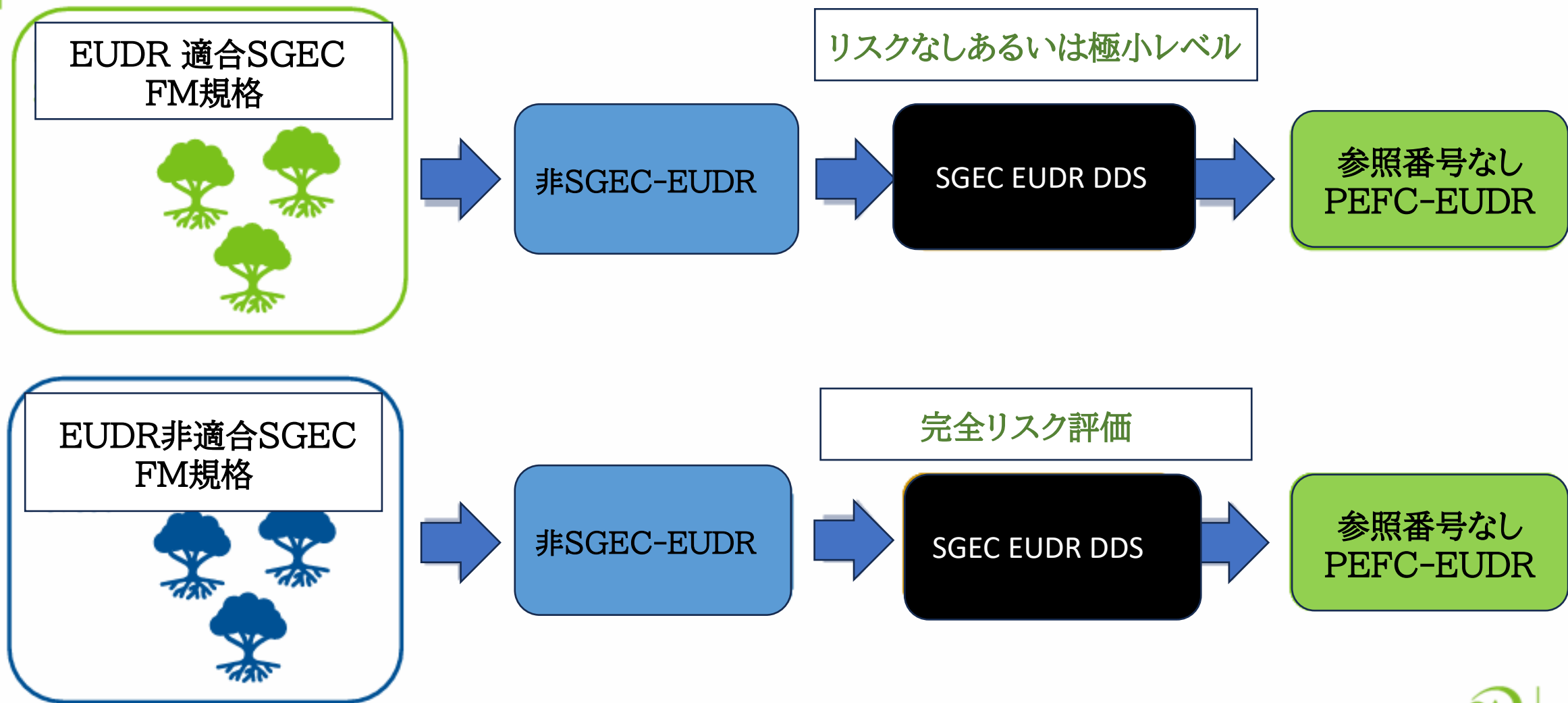
なお、この規格による認証を行うためには、以下が必要

- (1) **認証機関の認定範囲**に本規格の追加
- (2) SGEC-COC認証を保有する**組織の認証範囲**に本規格の追加

PEFC-EUDRで求められる情報

- (a) 関連製品の樹種名等
- (b) 関連製品が生産された国
- (c) 関連製品が生産された土地区画の地理的位置情報
- (d) 生産の時期
- (e) 供給者の名前、住所、email アドレス、
- (f) オペレーター、トレーダーの名前、住所、email アドレス
- (g) deforestation-freeに関する確認情報
- (h) 生産国の法令に対する合法性の確認情報

原材料:SGEC主張



生産品:PEFC-EUDR 主張



SGEC規準文書3:2025

持続可能な森林管理に関する要求事項

主な改正事項

(施行予定:2025年6月1日、移行期限予定:2027年5月31日)

改正内容

基本的にPEFC の改正内容を反映

- ・ **このほか用語の変更**：転用→転換（転用は森林から他の用途への変化を意味するが、改正規格では、森林内での構造的変化もあるため）
- ・ 伐採箇所の**地理的位置情報（緯度、経度）の保持を追加**

第3章. 用語と定義の修正

追加：農業プランテーション、農業利用、生態学的に重要な非森林地域
森林の農業利用への転換、森林劣化、地理的位置、天然生林、
森林外樹木(TOF)からの非木質林産品、その他の樹木地、育成林、
原生林

変更・修正：森林プランテーション➡プランテーション森林、
森林外樹木(TOF) 通常「その他の樹木地」、「農業用地」、または
「都市林」に分類を追加

森林劣化(Forest degradation)

3.12 森林劣化 (Forest degradation)

森林被覆の構造的変化であり、以下の転換の形態をとる：

- a) 原生林または天然生林のプランテーション森林またはその他の樹木地への転換
- b) 原生林から育成林への転換。

人工林(planted forest)

3.28 人工林

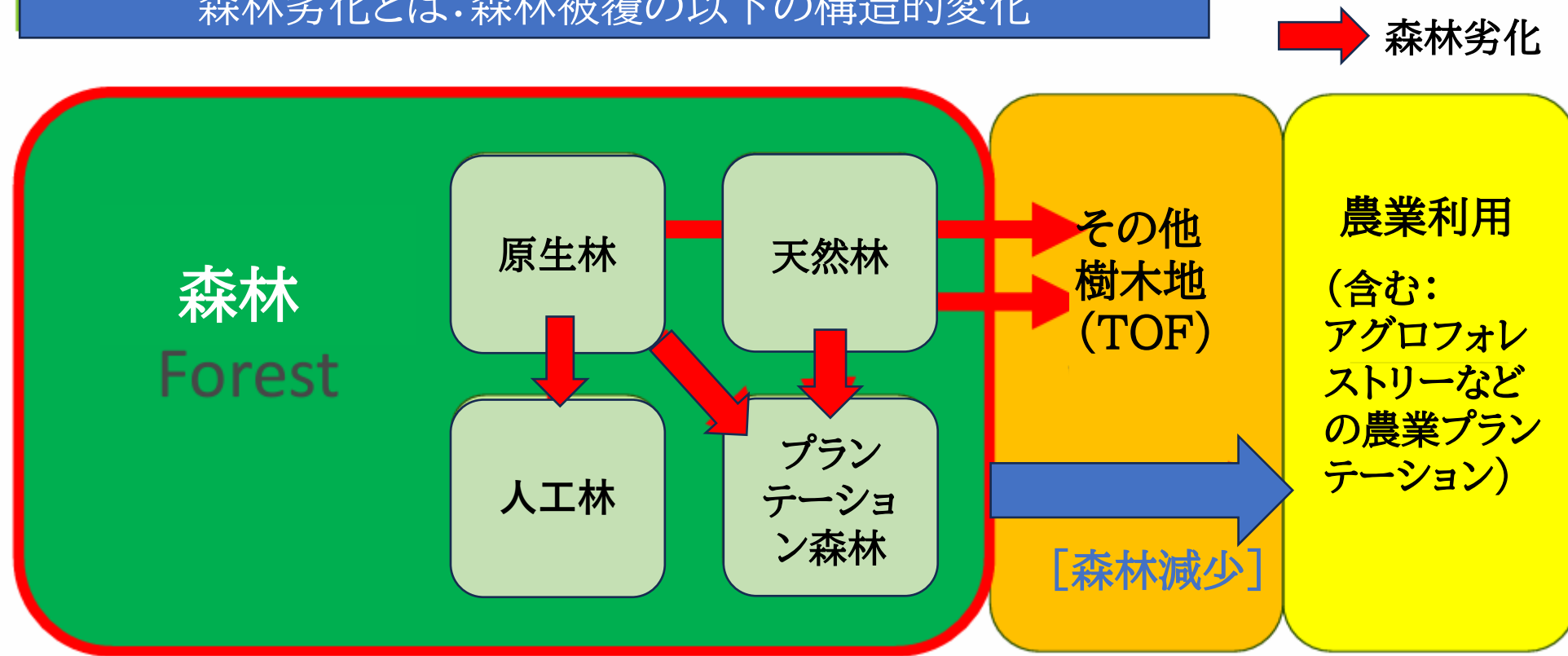
植栽や挿し木による樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が **50%以上** を占めるものをいう。

EUDRの ディフォレテーション・フリーの考えを導入

[森林減少及び森林劣化をもたらすものでないこと]

森林減少とは: 森林の農業利用

森林劣化とは: 森林被覆の以下の構造的変化



改正事項

第4章. SGEC森林管理規格と組織

4.3.3 地理的位置情報の保持を追加

第8章. 持続可能な森林管理の要求事項

8.1.4 農業的利用への森林転換を行ってはいけない

8.1.5 森林の他の土地利用への転換は、下記による正当化できる状況以外は発生させない。

8.1.6として、森林劣化に関する新たな要求事項「人為的な森林劣化を起こしてはならない」を追加 注意書に2010年12月31日以降の「プランテーション森林」、また「原生林」から転換された「人工林」 は認証の対象外となることを規定

(なお、PEFC規格では、付属書1「プランテーション森林の要求事項の解釈」及び付属書2「森林外樹木(TOF)」に関する要求事項の解釈」が修正されたが、SGEC規格では、プランテーション森林、TOFを対象とはしていない。)

SGEC規格改正スケジュール

SGEC EUDR 対応規格の改正

(「緊急を要する改正」の手続き: 規準文書2の9.3)

PEFC EUDR DDSモジュール(PEFC ST 2002-1) (2024. 7採択)

PEFC ST 1003の改正 (2024.11採択)

を踏まえ、関連SGEC規格(*SGEC EUDR DDS規格案及びSGEC規準文書3の改正*)

2025. 2～ 改正手続き開始、**パブコメ(2025.2.17～3.17)**等の実施

2025. 3 理事会承認

2025. 4 PEFC相互承認申請

2025. 施行、認証機関の認定の実施、関連認証取得者の認証範囲の追加、認証の実施

SGEC認証マルチサイト(生産者グループ)参加企業の要件

マルチサイト(生産者グループ)参加要件について、最近の円のユーロに対する為替レートの変化を踏まえ SGEC認証とPEFC認証の公平性を維持する観点から、「**編集上の変更**」によりSGEC規準文書4付属書2の2.5 b「**10億円を超えない**」を「**1,000万ユーロを超えない**」に改正提案を行い2025年3月の理事会では承認を得た。しかしながら、その後PEFC本部から本変更はCOC認証取得者に影響を与えるものであり、「編集上の変更」には当たらないとの見解が出されたことから、**無効**とした。